

「五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）」についての意見募集

市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、五所川原市第4期障害福祉計画の計画期間が平成29年度で終了すること及び児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、市では平成30年度から平成32年度までの3カ年の障害福祉施策の数値目標の設定及び各年度の需要を見込む、五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、下記のとおり、意見を募集しています。

記

1 意見募集期間

平成30年2月9日（金）から平成30年3月10日（土）まで

2 案の閲覧

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp>）や家庭福祉課、本庁舎・金木総合支所・市浦総合支所行政資料スペース

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAXまたは電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。

（郵便） 〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地 五所川原市福祉部家庭福祉課

（FAX） 0173-35-9901

（電子メール） 1705pbc@city.goshogawara.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはしません。

担当	五所川原市福祉部家庭福祉課
電子メール	1705pbc@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111（内線2432）
FAX	0173-35-9901